

訪問リハビリテーション事業について(調書)

事業所名称		
事業所所在地		
管理者氏名		
記入者職・氏名		
連絡先	(電話)	(FAX)

備考

- 1 人員・設備・運営基準確認表
 - 2 介護給付費加算等自己点検シート
 - 3 令和5年度指導監査等の重点事項等(介護保険)
- を添付してください。

指定訪問リハビリテーション 人員・設備・運営基準確認表

実 施 日 令和 年 月 日

事業所名

基準の確認に当たっては、「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成１１年９月１７日老企第２５号）」を参考にしてください。

項 目	確 認	備 考
第 1 人員に関する基準 1 医師 (1) サービスの提供に当たらせるために必要な 1 以上の数を配置しているか。 (2) (1) の医師は常勤か。 2 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 1 以上配置しているか。 3 指定訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問リハビリテーションの事業と指定介護予防訪問リハビリテーションの事業とが同一の事務所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第 79 条第 1 項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、1, 2 に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。	適・否 適・否 適・否 適・否	
第 2 設備に関する基準 1 指定訪問リハビリテーション事業所は、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院であって、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けているとともに、サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えているか。 2 指定訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問リハビリテーションの事業と指定介護予防訪問リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第 80 条第 1 項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、1 に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。	適・否 適・否	

第3 運営に関する基準 1 内容及び手続の説明及び同意 (1) サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービス提供の開始について利用申込者の同意を得ているか。 (2) 電磁的方法により提供する場合 ア 利用申込者またはその家族からの申出があったものか。 イ 当該文書に記すべき重要事項を<u>電子情報処理組織</u> (※) を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの (以下「電磁的方法」という。) により提供しているか。 ※電子情報処理組織 指定訪問リハビリテーション事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織 ① 電子情報処理組織を使用する方法のうち(ア)又は(イ)に掲げるもの (ア) 指定訪問リハビリテーション事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法 (イ) 指定訪問リハビリテーション事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された(ア)に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定訪問リハビリテーション事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法) ② 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに(1)に規定する重要事項を記録したものを交付する方法	適・否 適・否 適・否 適・否	1 (2) イ この場合、当該文書を交付したものとみなす。
---	---	--

(3) (2) に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものとなっているか。	適・否	
(4) あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得ているか。 ア (2) ア、イに規定する方法のうち指定訪問リハビリテーション事業者が使用するもの イ ファイルへの記録の方式	適・否	1 (5) 当該利用申込者又はその家族が再び (4) の規定による承諾をした場合は、この限りではない。
(5) (4) の規定による承諾を得た場合で、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、(1) に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしていないか。		
2 提供拒否の禁止 正当な理由なくサービスの提供を拒んでいないか。	適・否	
3 サービス提供困難時の対応 事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の訪問リハビリテーション事業者等の紹介、その他の必要な措置を速やかに講じているか。	適・否	
4 受給資格等の確認 (1) サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめているか。	適・否	
(2) 被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、サービスを提供するように努めているか。	適・否	
5 要介護認定の申請に係る援助 (1) サービスの提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。	適・否	
(2) 居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行っているか。	適・否	

6 心身の状況等の把握 サービスの提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、病歴、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。	適・否
7 居宅介護支援事業者等との連携 (1) 指定訪問リハビリテーションを提供するに当たっては、居宅介護支援事業者等との密接な連携に努めているか。 (2) 指定訪問リハビリテーションの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治の医師及び居宅介護支援事業者に対する情報の提供並びに保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	適・否 適・否
8 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助 (1) 利用申込者が介護保険法施行規則第 64 条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、サービスの提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明しているか。 (2) また、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行っているか。	適・否 適・否
9 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供 居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿ったサービスを提供しているか。	適・否
10 居宅サービス計画等の変更の援助 利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っているか。	適・否
11 身分を証する書類の携行 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。	適・否
12 サービスの提供の記録 (1) サービスを提供した際には、サービスの提供日及び内容、利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しているか。	適・否

(2) サービスを提供した際には、提供した具体的なサービス内容等を記録するとともに、利用者から申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しているか。	適・否	
13 利用料等の受領		
(1) 法定代理受領サービスに該当する指定訪問リハビリテーションを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定訪問リハビリテーションに係る居宅介護サービス費用基準額から当該訪問リハビリテーション事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けているか。	適・否	
(2) 法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、サービスに係る居宅介護サービス費用基準額と、健康保険法第 63 条第 1 項又は高齢者の医療の確保に関する法律第 64 条第 1 項に規定する療養の給付のうち指定訪問リハビリテーションに相当するものに要する費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしているか。	適・否	
(3) (1)、(2) の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅においてサービスを行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けているか。	適・否	
(4) (3) の費用の額に係るサービスの提供に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ているか。	適・否	
14 保険給付の請求のための証明書の交付		
法定代理受領サービスに該当しない指定訪問リハビリテーションに係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定訪問リハビリテーションの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しているか。	適・否	
15 指定訪問リハビリテーションの基本取扱方針		
(1) 利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、リハビリテーションの目標を設定し、計画的に行われているか。	適・否	
(2) 事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っているか。	適・否	

16 指定訪問リハビリテーションの具体的取扱方針	
(1) サービスの提供は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が行っているか。	適・否
(2) サービスの提供に当たっては、医師の指示及び訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行っているか。	適・否
(3) サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導又は説明を行っているか。	適・否
(4) 常に利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し、適切なサービスを提供しているか。	適・否
(5) それぞれの利用者について、17(1)に規定する訪問リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師に報告しているか。	適・否
(6) リハビリテーション会議の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供しているか。	適・否
17 身体的拘束の禁止	
指定訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていないか。また、緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合にあつては、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか。その他、緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性及び一時性の3つの要件を満たすことについて、組織等としてこれらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行うこととし、その具体的な内容について記録してあるか。	適・否
18 訪問リハビリテーション計画の作成	
(1) 医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、当該医師の診療に基づき、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、当該サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問リハビリテーション計画を作成しているか。	適・否

(2) 既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成されているか。	適・否	
(3) 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ているか。	適・否	
(4) 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、訪問リハビリテーション計画を作成した際は、当該計画書を利用者に交付しているか。	適・否	
(5) 指定訪問リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた訪問リハビリテーション計画を作成した場合については、第115条第1項から第4項までに規定する運営に関する基準を満たすことをもって、(1)から(4)に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。	適・否	
19 利用者に関する市町村への通知 サービスを受けている利用者が、次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。 (1) 正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。 (2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。	適・否	
20 管理者の責務 (1) 管理者は、従業者の管理及びサービスの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。 (2) 管理者は、従業者に「運営に関する基準」を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。	適・否 適・否	

21 運営規程 事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めているか。 ア 事業の目的及び運営の方針 イ 従業者の職種、員数及び職務の内容 ウ 営業日及び営業時間 エ 指定訪問リハビリテーションの利用料及びその他の費用の額 オ 通常の事業の実施地域 カ 虐待の防止のための措置に関する事項 キ その他運営に関する重要事項	適・否
22 勤務体制の確保等 （１）利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の勤務の体制を定めているか。 （２）事業所ごとに、当該事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士によってサービスを提供しているか。 （３）理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の資質の向上のために、研修の機会を確保しているか。 （４）適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。	適・否 適・否 適・否 適・否
23 業務継続計画の策定等 （１）感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問リハビリテーションの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。 （２）理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しているか。 （３）定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。	適・否 適・否 適・否

24 衛生管理等 (1) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。 (2) 当該事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めているか。 (3) 事業者は、当該指定訪問リハビリテーション事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じているか。 ア 当該指定訪問リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に周知徹底を図ること。 イ 当該指定訪問リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 ウ 当該指定訪問リハビリテーション事業所において、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。	適・否 適・否 適・否	
25 掲示 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。	適・否	25 左記に規定する事項を記載した書面を当該指定訪問リハビリテーション事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、左記の規定による掲示に代えることができる。 加えて、令和7年4月1日から、原則として重要事項等の情報をウェブサイト（法人のホームページ等又は情報公表システム上）に掲載・公表しなければならない。

26 秘密保持等	
(1) 従業者は正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。	適・否
(2) 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。	適・否
(3) サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。	適・否
27 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	
居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。	適・否
28 苦情処理	
(1) 利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。	適・否
(2) 苦情を受け付けた場合には、当該苦情の受付日、その内容等を記録しているか。	適・否
(3) 市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	適・否
(4) 市町村からの求めがあった場合には、(3)の改善の内容を市町村に報告しているか。	適・否
(5) 利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	適・否
(6) 国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、(5)の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。	適・否
29 地域との連携等	
(1) 事業の運営に当たっては、提供したサービスに関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよ	適・否

う努めているか。		
(2) 事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対してサービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対してもサービスの提供を行うよう努めているか。	適・否	
30 事故発生時の対応		
(1) サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。	適・否	
(2) (1) の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録しているか。	適・否	
(3) 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。	適・否	
31 虐待の防止		
虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。	適・否	
ア 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）を定期的に開催するとともに、その結果について、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士等に周知徹底を図ること。		
イ 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。		
ウ 事業所において、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。		
エ 前各号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。		
32 会計の区分		
事業所ごとに経理を区分するとともに、指定訪問リハビリテーションの事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。	適・否	
33 記録の整備		
(1) 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。	適・否	
(2) 利用者に対するサービスの提供に関する次の記録を整備し、その完結の日から2年間保存しているか。	適・否	
ア 訪問リハビリテーション計画		
イ 提供した具体的なサービスの内容等の記録		
ウ 身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録		
エ 市町村への通知に係る記録		

オ 苦情の内容等の記録 カ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録		
---	--	--

104 訪問リハビリテーション費

点検項目	点検事項	点検結果	
同一建物減算	事業所と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは事業所と同一の建物（以下「同一敷地内建物等」とする。）	☐ 該当	
	1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物の利用者	☐ あり	
	1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物の利用者	☐ あり	
高齢者虐待防止措置未実施減算	運営基準にある高齢者虐待防止措置を実施していない	☐ 所定単位数の100分の99	
業務継続計画未策定減算（令和7年4月1日から適用）	運営基準にある業務継続計画策定等を行っていない	☐ 所定単位数の100分の99	
特別地域加算	厚生労働大臣の定める地域	☐ 該当	
中山間地域等における小規模事業所加算	厚生労働大臣の定める地域	☐ 該当	
	1月あたり延べ訪問回数30回以下	☐ 該当	
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	厚生労働大臣の定める地域	☐ 該当	
短期集中リハビリテーション実施加算	短時間の訪問リハビリテーション	☐ なし	
	起算日より3月以内に実施（概ね週2回以上1回20分以上）	☐ 該当	リハビリテーション計画書（参考様式）

点検項目	点検事項	点検結果	
認知症短期集中リハビリテーション実施加算	認知症である者に対し、訪問開始日から起算して3月以内の期間に、リハビリテーションを集中的に実施	☐ 該当	
	短期集中リハビリテーション実施加算を算定していない	☐ 該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
リハビリテーションマネジメント加算イ	指定訪問リハビリテーション事業所の医師が、事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に対してリハビリの目的、留意事項、中止する際の基準、リハビリにおける利用者への負荷等のいずれかー以上の指示	☐ 実施	リハビリテーション計画書(参考様式)
	指示の内容の記録(医師又は理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による)	☐ あり	
	リハビリテーション会議の開催及び内容の記録	☐ 実施	
	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が利用者又は家族に対するリハビリテーション計画の説明、同意、説明内容を医師に報告	☐ あり	リハビリテーション計画書(参考様式)
	リハビリテーション会議の開催、状況の変化に応じてリハビリテーション計画の見直し	☐ 約3月毎に実施	リハビリテーション会議録、プロセス管理票(参考様式)
	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が居宅介護支援事業者を通じて他のサービス事業者への情報伝達	☐ あり	
	居宅サービス計画に位置付けた他のサービス事業者との同行訪問による他のサービス事業者の担当者必要な指導及び助言	☐ あり	リハビリテーション計画書及びプロセス管理票(参考様式)
	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が利用者の居宅を訪問し、家族に介護の工夫に関する指導及び助言	☐ あり	リハビリテーション計画書及びプロセス管理票(参考様式)
	上記を全て記録	☐ 該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
リハビリテーションマネジメント加算ロ	指定訪問リハビリテーション事業所の医師が、事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に対してリハビリの目的、留意事項、中止する際の基準、リハビリにおける利用者への負荷等のいずれかー以上の指示	☐ 実施	リハビリテーション計画書(参考様式)
	指示の内容の記録(医師又は理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による)	☐ あり	
	リハビリテーション会議の開催及び内容の記録	☐ 実施	
	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が利用者又は家族に対するリハビリテーション計画の説明、同意、説明内容を医師に報告	☐ あり	リハビリテーション計画書(参考様式)
	リハビリテーション会議の開催、状況の変化に応じてリハビリテーション計画の見直し	☐ 約3月毎に実施	リハビリテーション会議録、プロセス管理票(参考様式)
	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が居宅介護支援事業者を通じて他のサービス事業者への情報伝達	☐ あり	
	居宅サービス計画に位置付けた他のサービス事業者との同行訪問による他のサービス事業者の担当者必要な指導及び助言	☐ あり	リハビリテーション計画書及びプロセス管理票(参考様式)
	利用者の居宅を訪問し、家族に介護の工夫に関する指導及び助言	☐ あり	リハビリテーション計画書及びプロセス管理票(参考様式)
	上記を全て記録	☐ 該当	
事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合	利用者毎の訪問リハビリテーション計画等の内容等を厚生労働省(LIFE)に提供及び情報の活用	☐ あり	
	リハビリテーション計画の作成に係る事業所の医師の診療の実施	☐ なし	

点検項目	点検事項	点検結果	
移行支援加算	評価対象期間において終了者で指定通所介護等を実施した者の占める割合が100分の5%を超えている	☐ 該当	
	終了日から14日～44日以内に理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が終了者の指定通所介護等の実施状況を確認し、記録	☐ 該当	リハビリテーション計画書(参考様式)
	12月を利用者の平均利用月数で除して得た数が100分の25%以上であること	☐ 該当	
	リハビリテーション計画書を移行先の事業所へ提供	☐ 該当	リハビリテーション計画書(参考様式)
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	利用者に直接提供する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士のうち勤続年数7年以上の者がいる	☐ 該当	
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	利用者に直接提供する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士のうち勤続年数3年以上の者がいる	☐ 該当	
口腔連携強化加算	歯科訪問診療料の算定の実績がある歯科医療機関の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士に相談できる体制を確保し、その旨を文書等で取り決めている。	☐ 該当	
	他の介護サービスの事業所において、当該利用者について、栄養状態のスクリーニングを行い、口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)を算定している場合を除き、口腔・栄養スクリーニング加算を算定していない。	☐ 該当	
	指定居宅療養管理指導事業所が歯科医師又は歯科衛生士が行う居宅療養管理指導費を算定していない。	☐ 該当	
	当該事業所以外の介護サービス事業所において、当該利用者について、口腔(くう)連携強化加算を算定していない。	☐ 該当	

403 介護予防訪問リハビリテーション費

点検項目	点検事項	点検結果	
同一建物減算	事業所と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは事業所と同一の建物（以下「同一敷地内建物等」とする。）	☐ 該当	
	1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物の利用者	☐ あり	
	1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物の利用者	☐ あり	
高齢者虐待防止措置未実施減算	運営基準にある高齢者虐待防止措置を実施していない	☐ 所定単位数の100分の99	
業務継続計画未策定減算 （令和7年4月1日から適用）	運営基準にある業務継続計画策定等を行っていない	☐ 所定単位数の100分の99	
特別地域加算	厚生労働大臣の定める地域	☐ 該当	
中山間地域等における小規模事業所加算	厚生労働大臣の定める地域	☐ 該当	
	1月あたり延べ訪問回数30回以下	☐ 該当	
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	厚生労働大臣の定める地域	☐ 該当	
短期集中リハビリテーション実施加算	短時間の訪問リハビリテーション	☐ なし	
	起算日より3月以内に実施（概ね週2回以上1回40分以上）	☐ あり	リハビリテーション計画書（参考様式）

点検項目	点検事項	点検結果	
事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合	リハビリテーション計画の作成に係る事業所の医師の診療の実施	☐ なし	
利用開始した月から12月を超えた場合の減算	利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えて理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が指定介護予防訪問リハビリテーションを行う	☐ 該当	
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	利用者に直接提供する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士のうち勤続年数7年以上の者がいる	☐ 該当	
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	利用者に直接提供する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士のうち勤続年数3年以上の者がいる	☐ 該当	
口腔連携強化加算	歯科訪問診療料の算定の実績がある歯科医療機関の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士に相談できる体制を確保し、その旨を文書等で取り決めている。	☐ 該当	
	他の介護サービスの事業所において、当該利用者について、栄養状態のスクリーニングを行い、口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）を算定している場合を除き、口腔・栄養スクリーニング加算を算定していない。	☐ 該当	
	指定居宅療養管理指導事業所が歯科医師又は歯科衛生士が行う居宅療養管理指導費を算定していない。	☐ 該当	
	当該事業所以外の介護サービス事業所において、当該利用者について、口腔（くう）連携強化加算を算定していない。	☐ 該当	

令和6年度指導監査等の重点事項等（介護保険）

実 施 日 令 和 年 月 日

事業所・施設名 _____

項 目	確 認	備 考
1 虐待防止及び身体拘束の防止 (1) 虐待防止及び身体拘束廃止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について、従業者に周知徹底を図っているか。 (2) 虐待防止及び身体拘束廃止のための指針を整備しているか。 (3) 虐待防止及び身体拘束廃止のための研修を定期的実施しているか。 (4) 虐待防止のために、上記各項目の措置を適切に実施するための担当者を置いているか。 (5) 緊急やむを得ない場合を除き身体的拘束等を行わず、やむを得ず身体的拘束を実施した場合はその理由の記録等がなされているか。	適・否 適・否 適・否 適・否 適・否	1 該当サービス： （虐待防止）全サービス （身体拘束）特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院
2 介護報酬請求の適正化 (1) 基準条例に定める人員が確保されているか。 (2) 基準条例に定める設備が確保されているか。 (3) 基準条例に定める運営について、適正に実施されているか。 (4) 加算の届出に係る算定要件が充足されているか。また、減算の要件に抵触していないか。	適・否 適・否 適・否 適・否	2 該当サービス： 全サービス
3 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算の適正な請求 (1) 処遇改善計画が適正に作成され、職員に周知されているか。 (2) 処遇改善計画等に従った、賃金改善、キャリアパス要件及び職場環境等の改善が実施されているか。	適・否 適・否	3 該当サービス： 訪問看護、訪問リハ、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、居宅療養管理指導を除く全サービス
4 通所介護事業所における宿泊サービスに係る届出等の遵守並びにガイドラインの規定に基づいた人員、設備及び運営等の適正化 (1) 宿泊サービスを実施しているか。 (2) 届出を行っているか。 (3) ガイドラインの規定に基づいた設備、人員、運営が確保されているか。 (4) ガイドラインの規定に基づいた非常災害対策が行われているか。	適・否 適・否 適・否 適・否	4 該当サービス： 通所介護

5 感染症や防災対策の充実強化 (1) 感染症の発生及びまん延の防止等に関する取組の徹底のために、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練の実施をしているか。 (2) 業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練の実施をしているか。 (3) 防災計画等を作成するとともに、見える場所に設置しているか。 (4) 浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内の施設において、洪水時等における避難等に関する計画（避難確保計画）を作成し、所在市町村に提出し、訓練を実施しているか。 (5) 災害時に備えたライフライン等の点検はなされているか。（短期入所生活介護、介護老人保健施設、介護医療院に限る） ア ライフライン等【停電、断水、ガスや通信等】が寸断された場合を想定した備蓄等（照明、防寒具、飲料水、バッテリー、食料等）を行っているか。 イ 非常用自家発電機はあるか。 (7) 非常用自家発電機がある場合 a 燃料の備蓄と緊急時の燃料確保策（24時間営業のガソリンスタンド等の確認、非常用自家発電機の燃料供給に係る納入業者等との優先供給協定など）を講じているか。 b 定期的な検査とともに、緊急時に問題なく使用できるよう性能の把握及び訓練をしているか。 (i) 非常用自家発電装置がない場合 a 医療配慮が必要な入所者（人工呼吸器・酸素療法・喀痰吸引等）の有無、協力病院との連携状況を踏まえ、非常用自家発電機の要否を検討しているか。 b 医療的配慮が必要な入所者がいる場合、非常用自家発電機の導入（難しければ、レンタル等の代替措置）を検討しているか。 (6) 下記の要件を満たす協力医療機関を確保しているか（施設系サービスについては令和9年3月31日まで努力義務、居住系サービスは努力義務とする）。 ア 入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保している イ 診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保している ウ 入所者の病状の急変が生じた場合等において、当該施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療	適・否 適・否 適・否 適・否 適・否 有・無 適・否 適・否 適・否 適・否 適・否 (適 否) (適 否) (適 否)	5 (1)、(2) 該当サービス： 全サービス 5 (3) 該当サービス： 全サービス（訪問系サービス、福祉用具貸与、特定福祉用具販売を除く） 5 (4) 左記区域内に所在し、市町村が作成する地域防災計画に記載のある要配慮者利用施設（社会福祉施設等） 5 (5) 短期入所生活介護、介護老人保健施設、介護医療院に限る。 5 (6) 施設系サービス及び居住系サービスに限る。 なお、複数の医療機関を定めることにより要件を満たすこととしても差し支えない。
--	---	--

を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保している（病院に限る）

また、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、当該協力医療機関の名称等について県に提出しているか。

適・否